［略］

［注１・２　略］

３　２の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

［(1)　略］

(2)　(3)の種別は、第11条の２の５第１項各号又は第２項各号に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
［略］					
基地局	ＦＢ	高高度基地局	ＦＨ	携帯基地地球局	ＴＹＰ
特別業務の局	ＳＰ	携帯基地局	ＦＰ	地球局	ＴＣ

［(3)～(7)　略］

［４～６　略］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～五　略］

五の二	高高度基地局	五年

［六～八　略］

九	陸上局（海岸局、航空局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。）	五年

［十～二十三　略］

別表第五号の二　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の５関係）

［様式略］

［注１～６　略］

７　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の６関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～３　略］

［同左］

［注１・２　同左］

３　［同左］

［(1)　同左］

(2)　［同左］

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
［同左］					
基地局	ＦＢ	携帯基地地球局	ＴＹＰ	特別業務の局	ＳＰ
携帯基地局	ＦＰ	地球局	ＴＣ		

［(3)～(7)　同左］

［４～６　同左］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～五　同上］

［新設］

［六～八　同上］

九	陸上局（海岸局、航空局、基地局、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。）	五年

［十～二十三　同上］

別表第五号の二　［同左］

［様式同左］

［注１～６　同左］

７　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三　［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］